

# 株式会社善世会 介護職員初任者研修課程 学則

## (事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 善世会

本部所在地 青森県弘前市大字五代字従弟沢1030-50

研修所在地 青森県弘前市大字五代字早稲田560-1

## (研修の目的)

第2条 介護サービスに従事する者を対象とした基礎的な職業教育としての位置づけであり、将来的に介護福祉士を目指す上で、専門的な知識・技術を習得する為の機会とする事を目的とする。

## (研修事業の名称)

第3条 株式会社善世会 介護職員初任者研修

## (研修の期間)

第4条 標準研修期間 3か月 年2回実施(年度ごとの日程表による)

## (実施過程)

第5条 前条の目的を達する為に、次の研修事業(以下研修という)を実施する。

(介護職員初任者研修)

研修形態	昼間(通学)
研修期間	3か月
定員	20名
テキスト代(税込)	5,400円
授業料	69,600円
合計	75,000円
受講対象者	①、②、③を満たすもの
受講料納入方法	一括及び分割納入

## (受講手続)

### 第6条

#### (1) 募集期間

開講日の1か月前から募集し、1週間前に締め切る。受講希望者には、申込前に学則等の説明を行う。但し、遠隔地等により困難な場合は、学則の送付により周知を図る。

#### (2) 受講料納入方法

申込後、規定の期日迄金融機関に振り込むか、当社に直接納入する事。尚、研修の開始までに受講料が振り込まれない時は、受講を断る事がある。

#### (3) 受講料の返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返環する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

## (研修カリキュラム)

### 第7条

(1) 介護職員初任者研修のカリキュラム及び研修時間は、下記の通りとする。

(昼間制)

科 目	時 間 ( )演習時間
1 職務の理解	6時間(1時間以上)
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間(1時間以上)
3 介護の基本	6時間(1時間以上)
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間(1時間以上)
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間(1時間以上)
6 老化の理解	6時間(1時間以上)
7 認知症の理解	6時間(1時間以上)
8 障害の理解	3時間(1時間以上)
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間(1時間以上)
10 振り返り	4時間(1時間以上)
総時間数	130時間

## (主要テキスト)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト 中央法規

## (修了認定)

第9条 修了の認定は第6条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了認定会議で修了と認められた者とする。

### (1)欠席の確認方法

ア、受講生出席簿を作成する。受講開始前に、受講日欄に本人の印を押す。

出欠確認後、講師の印を押す事とする。

イ、やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、欠席・遅刻・早退用紙を提出する事とする。

### (2)修了の認定方法

講義,演習を通じて一定の評価が得られている者に修了の認定を行うが、

その他に以下の独自の評価方法を設定し、試験に合格しなければならない。

ア、講義等で知りえた情報を知識として習得したかを「列挙できるか」「概説できるか」「説明できるか」筆記試験等により評価する。

イ、以下の成績で合格したものは、修了証を交付する。

ウ、修了試験の採点方法は、A(80点以上)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、及びD(60点未満)とLC以上を合格、修了証明書を交付する。又、合格点に達していない者は補講を行い、それに合格した者には修了証明書を交付する。

### (3)修了証明書

修了が認定されたものは当社において規定する、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

### (4)修了証明書の管理方法

ア、修了者は修了台帳に記載し、青森県で指定された様式に基づき知事に報告する。

イ、修了証明書の紛失等の場合は、修了者の申し出により再発行する事ができる。その場合、当社指定の「各種修了証書再発行申請書」に必要事項を記入し、①「氏名変更の場合」は氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本)②「紛失・その他」は免許証等の身分証明書を添付の事。又、再発行手数料として、1部につき1000円を受講者負担とする。遠方等の理由により止むを得ず郵送で行う場合は、再発行手数料+送料を受講者負担とする。

#### (欠席及び補講の取り扱い)

第10条 研修の一部を欠席した者で、欠席届提出によりやむを得ない事情があると認められる者については補講を行う。及び就業年限内に当校における別の同一科目を受講する事により、当該科目を修了した者とみなす。ただし、補講にかかる受講料は無料とする。

#### (退学規定)

第11条 次の各号に該当する者は退学を命ずる事ができる。

(1)受講者が退学しようとする時は、所定の退学届を提出する事。

(2)受講者が当社の定める諸規定を守らず、又は受講者の本文にもとる次の行為のあった時には、退学を命ずる事がある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる時。

イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められる時。

ウ 正当な理由なくして出席が常でない者。

エ 研修の秩序を乱している者。

#### (担当講師)

第12条 介護員初任者研修講師が担当する科目数は1人5科目以内とする。

講師一覧(別紙)に記載された者のみが講師を務める事とする。

#### (研修事業執行組織)

第13条 研修事業は、株式会社善世会で行う。

## (受講対象者)

第14条 定員は20名とする。

- ①青森県近郊在住又は、青森県近郊在勤で通学可能な者
- ②修学に支障のない心身ともに健康である者
- ③介護職員として従事する事を希望する16歳以上の者

## (受講者の本人確認の方法)

第15条 受講申し込み受付の際に、下記により本人確認を行う事とする。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許所の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

## (連絡先及び、担当氏名)

第16条 研修受講に関する連絡先及び担当者、並びに苦情等の相談窓口

連絡先及び担当者は、次の通りとする。

株式会社善世会

担当 石岡寛城

〒036-1331 青森県弘前市大字五代字従弟沢1030-50

TEL 0172-83-2100 FAX 0172-83-2112

## (施行細則)

第17条 この学則は必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

## (附則)

第18条 この学則は平成28年11月1日から施行する。

この学則は平成29年9月20日から施行する。

この学則は平成30年5月31日から施行する。